

埼玉県聴覚障害者情報提供総合推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、聴覚及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、聴覚障害者等の社会参加の促進と、円滑な社会生活を営めるようにするため、手話通訳者及び要約筆記者の養成・派遣等を総合的に実施し、聴覚障害者等の福祉の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「手話通訳等」とは専任手話通訳者、手話通訳者、要約筆記者のことをいう。

(実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、埼玉県（以下「県」という。）とする。
2 県は、第4条に定める事業並びに第5条及び第6条に定める業務を民間団体（以下「団体」という。）に委託して、実施するものとする。

(事業内容)

第4条 第1条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 専任手話通訳者設置事業
- (2) 手話通訳者派遣事業
- (3) 要約筆記者派遣事業
- (4) 手話通訳者等養成研修事業
- (5) 要約筆記者養成・派遣コーディネーター設置事業

2 前項第1号から第5号の事業は地域生活支援事業実施要綱（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）によるほか、別紙1から別紙5の各事業要綱の定めるところにより実施するものとする。

(総合的連絡調整等)

第5条 前条の事業を円滑に実施するために、次の各号の業務をあわせて行うものとする。

- (1) 市町村専任手話通訳者に対する研修の企画実施に関する業務
- (2) 市町村登録手話通訳者に対する研修の企画実施に関する業務
- (3) 埼玉県手話通訳者試験及び埼玉県要約筆記者試験の実施に関する業務

- (4) 手話通訳者、要約筆記者の登録及び委嘱に関する業務
- (5) 手話通訳等の派遣にかかる総合的連絡調整（市町村相互間の調整を含む）
- (6) 市町村の意思疎通支援事業に関する相談・支援
- (7) 聴覚障害者福祉及び手話通訳等に関する情報の収集及び提供
- (8) その他この事業の実施に必要と認められる業務
（関係団体との連絡調整）

第6条 第4条第1項の各事業及び市町村が実施する手話通訳等派遣事業等の充実を図るため、市町村及び障害者団体等との連絡調整を行うものとする。

（留意事項）

第7条 この事業を実施するにあたっては、聴覚障害者等の現状及び手話通訳等の活動状況を把握し、常時反映させていくものとする。

（指導、監督）

第8条 県は、委託先の団体に対しこの事業が適切かつ効果的に実施されるよう、指導、監督するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県手話通訳派遣等推進事業要綱（平成2年4月1日）、埼玉県聴覚障害者福祉促進講習事業要綱（平成2年4月1日）、埼玉県登録手話通訳者選考試験実施要領（昭和57年10月28日）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県要約筆記奉仕員派遣事業要綱（平成2年4月1日）は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。